

グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会  
(第5回)  
議事録

**開催概要**

日時：令和4年8月31日(水) 16:00~17:15

場所：Teamsによるオンライン会議

**出席者**

<委員> (○：座長、五十音順)

上野 貴弘	一般財団法人電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー(サステナビリティ) 上席研究員
○大橋 弘	東京大学 副学長 同大学大学院経済学研究科 教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科 教授
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 弁護士
野田 学	東京八丁堀法律事務所 弁護士
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科 准教授

<事務局(経済産業省経済産業政策局)>

蓮井 智哉	大臣官房審議官(経済産業政策局担当)
杉原 光俊	競争環境整備室 室長
長谷川 圭太	競争環境整備室/知的財産政策室 室長補佐
荏畑 龍太郎	競争環境整備室 室長補佐
笹谷 朋子	競争環境整備室 係長

<オブザーバー(経済産業省、公正取引委員会)>

経済産業省

滝澤 慶典	産業技術環境局環境政策課 課長補佐
井上 峰人	産業技術環境局環境経済室 環境金融企画調整官
三輪田 祐子	産業技術環境局エネルギー・環境イノベーション戦略室 室長

公正取引委員会

五十嵐 収	経済取引局調整課 課長補佐
-------	---------------

※上記の他、事前登録による一般傍聴を実施。

## 議題

委員による議論・意見交換

## 議事内容

○大橋座長

それでは、定刻となりましたので、ただいまからグリーン社会の実現に向けた競争政策研究会第5回会合を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。本日は第5回目ということで、議題としては皆さんと討議をしていただくということになっております。本日の会合では、研究会の取りまとめとして、これまでの研究会で国内外の有識者からいただきました知見をまとめた報告書の案をお示しさせていただきます。討議の上で、本研究会終了後に、本日の意見交換、議論の内容を盛り込みまして、報告書として公表するというような段取りで進めていければと考えています。

これまでの研究会の内容を踏まえて、事務局にて報告書の案を作成いただいております。まず、事務局から資料4に基づきまして御説明いただいた後、皆さんと討議させていただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○長谷川補佐

大橋座長、ありがとうございます。それでは、資料について説明させていただきます。これまでの研究会での議論をまとめたものになりますので、簡潔に説明させていただければと思います。

冒頭、2ページ目、報告書案の構成でございます。これまでの研究会でお示してきた研究会の目的と海外動向、各回で講演いただいたゲストの講演概要をまとめまして、報告書案とさせていただきます。4の委員意見に関しましては、本日の意見交換、議論の内容を踏まえて追記させていただく予定です。

まず、3ページ目、本研究会の目的でございます。経済産業省では、炭素中立型社会の実現に向けて、競争政策の検討を1つの重要な論点として提起してございます。その背景には、複数企業が連携して脱炭素化に取り組む際に、こうした取組が競争法の規制対象になり得るということがございます。本研究会では、こうした脱炭素化に向けた取組を後押しする上での競争政策上の論点について、広く知見を集めて整理を行い、それを国内へ共有していきたい、このような考えに基づきまして、これまで検討を進めてまいりました。

4ページ目、参考として、経産省における政策の検討の位置づけとして、産業構造審議会の新機軸部会において提出している資料を抜粋させていただきます。

5ページ目、参考として、本研究会の開催実績、委員について記載させていただきます。第2回、第3回の会合では、脱炭素化に向けた競争政策上の論点につきまして、先行する欧州での議論を参考にすべく、海外の有識者をお招きして御講演をいただき、第4回

では、国内の有識者から気候変動問題の深刻さや金融セクターで進められている取組について御講演をいただきました。

6 ページ目以降ですが、検討の参考になると思われる主な海外動向について、欧州各国と欧州委員会の動向に分けて記載してございます。

まず、7 ページ目、共同行為規制に関するオランダの動向でございます。オランダでは、サステナビリティのための共同行為がカルテル規制に抵触し、適用除外にもならないと判断された事案が過去実際に生じております。そうした事案を契機に検討が行われ、その結果、サステナビリティ合意に関するガイドラインの案が発表されています。欧州競争法の適用除外になるための要件のうちの一つである共同行為によって消費者が得る利益が、その消費者が受ける損害を完全に埋め合わせなければならないという条件につきまして、このオランダのガイドラインにおきましては、企業間の合意が環境被害に関するもので、かつ国際基準などの遵守や政策目標の実現を支援する場合には、共同行為によってその消費者が受ける損害を完全に埋め合わせる必要はないという内容を規定してございます。

次にあります8 ページ目のとおり、オランダの当局はこのガイドライン案を実際の取組に適用し、競争法に違反しないとした事例を公表しているところです。

続いて、9 ページ目、企業結合規制に関するドイツの事例でございます。ドイツには、競争当局が一度禁止した企業結合について、当事者からの申請に基づいて、日本の経済産業大臣に相当する経済エネルギー大臣が再審査を行うという制度が存在しております。すべり軸受の生産に関する合併について用いられて、条件付で承認がなされているところです。

10 ページ目は、オーストリアとギリシャの動向でございます。オーストリアでは、競争法が改正され、環境にとって持続可能な経済などに貢献するものである場合には、カルテル規制の適用除外の考慮要素となると定めております。また、ギリシャでは、サステナビリティと競争のための新たなサンドボックス制度の検討が進められています。

続きまして、欧州委員会の動向でございます。12 ページ目でございますけれども、従来どおりのカルテル規制の執行の事例でございます。欧州委員会では、競争とイノベーションは欧州グリーンディールの野心的目標を達成するために不可欠であるとしておりまして、競争が制限され、各社が開発を怠った事例に対しては、従来どおり厳正な対処がなされてございます。

13 ページ目でございます。その一方で、サステナビリティと競争政策に関する議論が進められておりまして、欧州委員会は、企業間の水平的協力に関するガイドラインの改正案の中で、サステナビリティ協定という章を新たに追加してございます。

14 ページ目、このサステナビリティ協定の章では、先ほどのオランダのガイドラインとは異なり、サステナビリティのための共同行為であっても、それによって消費者が得る利益が消費者が受ける損害を上回らなければならないとされておりまして、その一方で、消費者の利益を考える際に、集团的利益を考慮できるといった記載もございます。以上が主な海外動向でございます。

続いて、15ページ目以降には、各回に御講演いただいたゲストの講演概要を記載しております。まずは、マウリッツ・ドールマンズ氏でございます。欧州委員会をはじめ、サステナビリティと競争に関する数々の会議に御参加されている弁護士の方です。

17ページ目、ドールマンズ氏からは、グリーンへの移行に関しては、費用、製品価格の上昇によってシェア、利益を失いたくないという集団行動の問題があるため、消費者が十分な支払い意識を持たない市場では市場の失敗が起こる旨、御指摘をいただきました。また、それに対応するための規制に関しても、国同士にも企業と同様の集団行動の問題が生じるため、市場の失敗の解決を規制のみに頼ることも不十分であり、規制を補完する企業間の協力が不可欠との御指摘をいただきました。

18ページ目、欧州委員会の水平的協力協定ガイドラインに関しては、集团的利益も考慮する方針を示したことを評価する一方で、消費者と受益者が完全または実質的に重複する場合に限られ、また消費者の利益のみが考慮される点については不十分であるといった御指摘がございました。

また、20ページ目、日本の競争政策への期待としては、ガイドラインは必要ではあるが十分ではないとの御指摘をいただいております。

続いて、21ページ以降、ユニリーバのグローバル・ゼネラル・カウンセルであるミデルシュルテ氏からの講演概要を記載してございます。

23ページ目、先行者の不利益や消費者の支払い意思の問題がある中では、外部不経済に個社で対応するには法外なコストがかかるリスクがあるとのことで、脱炭素化は個社の取組や規制だけでは解決できない、未解決の市場の失敗であると御指摘いただいております。これに対して、競争政策には、気候変動に対して効果の大きな共同行為を積極的に推奨することで、その役割を果たしていくという方法もあるのではないかと御指摘もいただいております。

25ページ目、ミデルシュルテ氏によりますと、欧州の競争政策においては、水平的協力協定ガイドラインの改正案を持ってしても、消費者から見て価格上昇が生じる企業間の協力などは認められるかは非常に疑わしいということが言われております。

26ページ目、欧州の競争法の枠組みを参考に、日本に推奨する施策を御紹介いただきました。欧州競争法の課題を解決するための仕組みとして、公共の利益の観点から適用除外を行うオーストリア、オーストラリアの仕組みや、ドイツの経済エネルギー大臣が承認する仕組みがございました。大臣承認においては、脱炭素化に資する場合など、公共の利益を定義し、権利を明確にすることが重要との御指摘もございました。

続いて、27ページ以降、気候変動とファイナンス分野の専門家である阿由葉氏からの講演概要を記載してございます。

30ページにあるまとめのとおり、気候変動は差し迫った課題であり、必要な投資の金額をはじめ、従来の環境対策とは全く次元が異なる取組が必要と御指摘をいただいております。特に排出削減困難部門を中心とした企業には、不確実性の高い大きな負担が見込まれ、各国

も巨額の政策資源を投入するとともに、民間部門でも努力が進展しているとのことでもございました。こうした民間部門の動きをさらに後押しするためにも、資金投入だけでなく、企業連携を促進する制度的措置を含めて、様々な政策支援が必要との御指摘をいただいております。

31ページ目以降、サステナビリティとファイナンス分野の専門家である竹ヶ原氏の講演概要を掲載してございます。

こちら35ページに移らせていただきまして、こちらにあるまとめにございますとおり、カーボンニュートラルの実現に向けては、既に莫大な資金調達競争が起こっているとのことでもございます。ただ、イノベーションが社会実装される前段階のトランジション段階の取組が重要であり、特に削減困難部門を中心に、利用可能な対策を総動員した戦略が重要との御指摘をいただいております。企業の幅広い取組を金融面から支えるための取組も進んでいまして、TCFDなどの情報開示の枠組みは事実上の標準になりつつあり、こうした枠組みの中で、グリーンウォッシュを回避しながら取組が展開されていくとのことでもございました。

また、グリーン水素の安定供給や、カーボンニュートラルを支えるケミカルリサイクルを実現していく上では、幅広い企業間連携が必要になる場合もあるであろう、競争政策との調整も論点になり得るだろうという御指摘をいただいております。

以上、これまでの研究会の内容をまとめさせていただきます。

最後に、36ページ目以降に、本日これからいただく委員の皆様からの御意見、御議論の内容をまとめさせていただきます。報告書としたいと考えております。これまでの研究会の内容を踏まえつつ、忌憚のない御意見、御議論をいただけますと幸いです。事務局からの説明は以上です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。今いただきました資料4は、これまで4回にわたって皆さんと議論してきた内容を素直にまとめていただいたもので、それほど驚くべき内容はないのかなと思っています。今日で一応取りまとめに向けて議論を進めたいということですので、ぜひ皆様お一人お一人から御意見をいただければと思っています。御意見がある方は挙手ボタンで教えていただければ、私から指名させていただきたいと思いますので、お願いします。お1人おおむね3分で御発言いただければとも思っておりますので、その点、併せてお願いできればと思います。どなた様からでもぜひいただければと思います。いかがでしょうか。それでは、柳委員、お願いします。

#### ○柳委員

大橋先生、どうもありがとうございます。競争環境整備室の皆様におかれましては、詳細かつ的確な報告書案のお取りまとめを賜り、誠にありがとうございました。大変勉強になり

ました。皆様の御尽力に心より敬意を表したいと存じます。

せっかく発言の機会をいただきましたので、私からは、報告書案の内容からは少し外れますが、研究会における議論をより多面的、多角的にするという観点から、アムステルダム大学教授のMaarten Pieter Schinkel先生の御主張を紹介させていただきたいと思えます。

Schinkel先生は、グリーン政策のために競争政策を緩和するべきではないという見解を有していらっしゃる、むしろ、サステナビリティ協定に対して厳格に競争法を適用するべきであると主張されています。

その根拠として5点ほど挙げられております。第1に、競争を減少させるのではなく、競争を増大させることこそがより大きなサステナビリティをもたらすとされています。第2に、先行者不利益は稀な現象に過ぎないとされています。第3に、グリーンウォッシュを恒久的に監視する必要性が生じるとされています。第4に、規制についての政府の失敗の口実になるとされています。第5に、サステナビリティに対処する競争当局の能力を弱体化するとされています。

Schinkel先生は経済学者でございますので、そのモデルの仮定などに関して御批判もなされているようですけれども、Schinkel先生が反対論者のオピニオンリーダーであることは疑いようのないところかと存じます。研究会の議論を充実させるという観点から御紹介させていただいた次第でございます。私からは差し当たり以上でございます。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。新しい視点での御議論について指摘いただいたということで、ありがとうございます。大変貴重だと思います。

続いて、ほかの皆様方もお願いできますでしょうか。いかがでしょうか。それでは、上野委員、お願いします。

#### ○上野委員

電力中央研究所の上野です。本日もよろしく願いいたします。

時間も限られているので、ポイントだけかいつまんでお話をし、詳細は別途、文書にして事務局のほうに提出させていただければと思います。

まず、この議論の出発点として、気候変動対策の措置や政策はいろいろなバリエーションがあるのでございますけれども、企業間連携の役割がどうして出てくるのかというところを、今までこの研究会で聞いてきた議論を踏まえながら、自分なりに整理したことをお話ししたいと思います。

そもそも気候変動問題自体は、環境コストが完全には内部化されないことによる市場の失敗であって、環境規制はその失敗を取り除く手段であります。従来、環境問題では、その時々の環境規制への対応や、将来、規制が強化されていくであろうことを見越して、企業間で技術開発の競争が活発になって、イノベーションが促進されて環境改善が起きてきまし

た。また、政府も研究開発や技術実証に対する各種の支援などを行うことによって側面から支えてきました。つまり、環境規制の強化と政府による側面支援と、それらの下での企業間競争のセットが環境問題への対応策となってきました。

ただ、脱炭素化については、ここがほかの環境問題と質的に違うのかということが論点になるのですけれども、私が環境政策の専門家として感じる場所は、環境規制だけでは取り除き切れない市場の失敗が存在すると思います。それは2050年カーボンニュートラルから逆算したカーボンプライシングを含む環境規制を導入できれば、当然市場の失敗は解決されるのですけれども、今の時点での技術水準を考慮すると、経済的に持続可能な規制水準に収まらない可能性は非常に高く、実際にはそれを下回る規制水準になるのではないかと思います。これを第3回の研究会でミデルシュルテさんは、未解決の市場の失敗、Residual market failureと呼んでいたのですけれども、この概念がまさに存在し得るのではないかと思います。

では、そのResidual market failureが存在するとして、それへの対応策は何なのかというと、例えば脱炭素化のコストを下げるためのイノベーションを加速させることや、脱炭素化に資する割高な新技術や製品への初期需要の創出、あるいはそれらを支えるインフラの整備の加速などがありますが、これらはいずれも企業間連携が一定の役割を果たし得ると思います。

第2回の研究会でドールマンズ先生が、スライド12で、競争政策で抑制・禁止される企業間連携の例を10個ぐらい挙げられていて、そのなかにはドールマンズ先生による仮想的な例示もあれば、実際に既に起きているものもあるのですけれども、環境政策の専門家の目線で見ると、必要なものが結構多いと思います。それが仮に競争法の下で抑制されるとするならば、何らかの未解決の市場の失敗への対応策は必要になるのではないかというのが、1つ目の気候変動対策、特に2050年カーボンニュートラルという点で見ると、対応策として企業間連携が含まれ得るという議論の出発点の部分になります。

2点目は、それとも若干関係するのですけれども、その必要性がより色濃く出てくるのが削減困難部門と呼ばれる部門が存在することです。脱炭素化の中には、製造プロセスを根本から変えることや、新たなインフラを整備するといった、産業をつくり直してしまうようなケースがいくつかあります。例えば素材産業や、新しいエネルギー源に替える場合のエネルギー産業がそれに当たるのですけれども、気候変動分野の用語で、そういった部門はHard-to-Abate-Sectors、削減困難部門と呼ばれています。そういうHard-to-Abate-Sectorsでは、脱炭素化をするときに莫大な投資が必要となって、その投資が重過ぎることや、投資回収のリードタイムが長期にわたることから、1社では負担し切れず、企業間連携が必要となるケースは多分あるのかなと思います。2050年は遠い将来のように感じられるかもしれませんが、その時点では技術の社会実装と普及を終えている必要があって、その状況から逆算すると、企業間連携の必要性は50年よりも相当早い時期に出てくるのではないかと思います。それがこの問題をこのタイミングで検討、議論を始める必要性をつくっているのかと思

います。

3点目としては、ほかの環境問題の教訓も大事です。もちろん脱炭素化とほかの環境問題は比べものにならないくらい規模が違う部分はあるのですが、例えば第1回の会合で川濱委員が御指摘されていた1960年代後半から70年代にかけてのアメリカの自動車排ガス規制で、アメリカの自動車メーカーがむしろイノベーションを遅らせるというような企業間連携の悪影響が見られたというのは大事な事例だと思います。他方、私も第1回の会合のときに、1980年代後半から90年代にかけてのオゾン層破壊の物質の代替物質の開発に関する米国の対応が企業間連携をむしろ促進するようなことがあったらしいということ指摘したのですが、その後、いろいろ調べてみると、アメリカの環境当局である環境保護庁がそういった企業間連携を促進するように動いて、司法省にお伺いを立てるときにも側面支援するというを行っていたといったようなファクトがいろいろ見つかってきましたので、そういうやり方も事例によってあるというのは、どれが正解というわけではないのですが、整理しておくことは大事かなと思いました。

最後に、これは仮に競争との関係で調整を行う場合には、調整を行うことによる悪影響と、調整を行ったことによって得られる気候変動対策の便益の比較考量が絶対必要になると思います。気候変動対策の便益の評価については、長期にわたって出現する便益を現在価値に換算して計算するという方法と、現時点で生じている気候変動対策コストを節約するという2つの時間軸があり得るという話を、実は第1回会合のときに少し早口で申し上げたのですが、気候変動対策が促進されることの便益をどう計算するというのは、この問題を実際にオペレーションしていくときに結構大事な論点かつ、方法論上難しい問題を含んでいると思いますので、最後の取りまとめの際に、この問題は大事という点を報告書案に入れていただけると、私としてはありがたいなと思います。

すみません、多分3分超過しているのですが、どうもありがとうございました。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて、野田委員、お願いします。

○野田委員

ありがとうございます。私のほうで、この研究会を通じまして皆さんと御議論させていただいて、大変勉強になった部分も多いと感じております。特に、むしろ競争を活発にしている、2050年という限られた時間の中で脱炭素の目的を達成していくためには厳格に競争法を適用していくということも必要なのだろうと感じました。それは2050年の脱炭素達成のために不連続なイノベーションが起こっていくことも前提として組み込まれているというようなことからしても、きちんと競争を守っていくことは必要かなと思いました。また、グリーンウォッシュを防ぐといった取組も必要なのだろうということを感じた次第です。

一方で、それを前提にして、2つのレベルで問題点、論点があり得るのかなというのを感じ

じているところです。

1点目は、企業のほうで何かこの競争法、独禁法上のリスクがあることで脱炭素への共同的な取組を躊躇するような可能性があってもよくないのだろうということをおもいました。研究会での議論を通じまして、現行の枠組みの中でもそうした企業連携の取組が必ずしも独禁法によって阻害されるものではないのだということはもちろんなのですが、それをきちんと企業の側にも周知していくという努力が必要なのかなと思っております。ですので、公正取引委員会を中心に、引き続き独禁法はそういった脱炭素の取組に対して障害にはならないのだというアドボカシーをきちんと行っていくということがまず必要だと考えています。特にドールマンズ氏、ミデルシュルテ氏からも提案があったように、現行枠組みの中でガイドラインをつくって対応していく、あるいは個別のガイダンス、相談の機会をきちんと提供して、さらにその内容などもきちんとほかの企業にも還元して、より一層、脱炭素の取組が日本全体として進んでいくという方向の一助になればいいのかなと思っております。もちろん一時的には環境法制で対応するというところかもしれませんが、競争法の観点からもそういった後押しはできるのではないかなということも1つ感じました。

もう1つは、では、実際にシェアが高い分野などをはじめとして、企業連携の取組をやったときに、本当に独禁法との関係で問題が生じないのだろうかということからは、個別の案件であるとか、あるいは業界ごとの個性、事情を踏まえないと、なかなか一概にこうだということはいづらいつらいというのが正直なところかなと思っております。ですので、研究会の中でも、海外の有識者の皆さんからも、一括適用除外であるとか、大臣承認といった仕組みについて、制度的な手当ての御提案もあったところで、私としては非常に説得力は感じつつも、現時点で我が国でただちにこういったものを導入すべきだという結論にはなかなか至れないということが現時点でのこの研究会としての到達点、限界というようなところなのかなと思っております。これはもちろんやむを得ないところではあるのですが、そういったところは感じた次第です。

ですので、例えば阿由葉氏からも御指摘いただいたように、排出削減困難部門と言われていたような、鉄鋼、石油化学、自動車、石油、こういった分野などを中心に、今後も深掘りした調査、検討、要するに業界全体の見守りであるとか、そういったところを進めていくということも検討の余地があるのではないかなと思っております。そのさらなる状況の変化であるとか事実関係の確認を踏まえた上での制度的な手当ては、また別途検討の余地があるのではないかなということも私自身としては思っているところであります。

研究会を通じて、皆様から大変貴重な御意見をいただき、私自身も刺激を受けました。本当にどうもありがとうございました。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。高宮委員、お願いします。

## ○高宮委員

まず、今回の研究会を通じていろいろな、特に環境に関する問題意識、そして今後取り組んでいかないといけない事項について認識を新たにさせていただきまして、大変参考になりました。ありがとうございました。その上で、私からも、先ほど野田委員からお話があった内容に一定程度重複する部分もあるのですが、気になった事項を何点かお話しさせていただきたいと思います。

全体を通じてなのですが、今回の研究会はグリーン社会の実現に向けて、競争政策上、何を考えるべきかという点を議論するに当たって、大変意義深いものだったと思います。他方で、少し空中戦気味といいますか、若干理論的なところ、どちらかというと非常に大きい観点の議論が中心になってしまったところがあるのではないかと考えております。もちろんこうした大きい観点からどのように考えていくべきかという基礎的なところを議論するのは大変大切だと思っておりますので、私としても非常に意義深いものだったとは思っているのですが、他方で、実際に、具体的に、個々の企業がこういったグリーン社会の実現、脱炭素化に向けてどのような取組を行っているのか、そして、そのために何がネックになっているのかいないのかといったような点を踏まえた議論を今後していくことができると、より望ましいのかなと思っております。この点はユニリーバのミデルシュルテ氏からのお話など、ビジネスの方からのインプットもございましたので、今回の研究会でもカバーされていた部分もあると思うのですが、日本企業のより具体的なニーズに即した議論を今後進めていくことができるといいのかなと思っております。

2点目ですが、今回の研究会でドールマンズ氏などから一括適用除外といったような話をどう考えるか、そんな問題提起などもありまして、他方で、先ほど野田委員から御指摘があったとおり、現行の枠組みでガイドラインなどを出すといったような対応もあるのではないかというお話もあったかと思っております。こうしたお話については、一括適用除外のようなものを入れるか入れないかといった二分論で議論をするという形になってしまうのはあまり望ましくないと感じました。そうではなくて、まず、ガイドラインなり、現行の枠組みの中での対応という形で進めていくという対応が良いように思います。つまり最初からどちらの道を取るのか取らないのかという議論をしてしまうと、やはりいろいろなハレーションも起きてくると思いますので、何かそういったコンセプチュアルな議論をずっと続けていくというのは、必ずしもこの論点に関する議論の進め方としては適切なものではないのではないかと考えております。

最後に、この研究会の議論とは多少ずれるといいますか、必ずしも対象になっていないところにも関わるとは思いますけれども、グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会というこの研究会の名称からしても、共同行為、つまり脱炭素化に向けて企業間で連携して何をするのかという観点の考慮のみを検討の対象とするのではなく、日本法で言えば私的独占とか不公正な取引方法、海外で言えばUnilateral Conductなど、企業の事業活動のうち、共同行為以外の態様で競争に影響を及ぼす行為に関する規律も本来であれば議論をする必要が

あるのではないかと考えております。今回の研究会では共同行為を念頭に置いた議論を多数行うことができましたので、その点は非常に意義深かったと考えておりますけれども、今後、共同行為以外にも、企業のグリーン社会の実現に向けた事業活動と競争法、競争政策との関係について議論すべき点があるのかどうか、もしあるのであれば、こういった議論を行う必要があるのかという点を検討していくことができると望ましいのかなと考えております。私からは以上です。ありがとうございました。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。続いて、林委員、お願いします。

#### ○林委員

報告書案のおとりまとめ、ありがとうございました。内容については、大橋先生の御所感同様、違和感はありませんでした。先生方が言われたこととほぼ重複しますが、3点申し上げたいと思います。

1点目は、気候変動対策という共通の目標は、1つの国や組織だけでは達成できない中において、個々の企業も他の企業と協力して、単独では提供できない様々な能力を最大限に発揮する新しい取組が必要という点では、本研究会でもおそらく意見が一致していたのではないかと思います。しかし、現在、日本でも業界横断的なグリーン推進のコンソーシアムが作られているようですが、総論的な協力の枠組みにとどまっており、各論的な取組の面は踏み込みが足りないのではないかという気が致します。もし個々の具体的な取組についてこの足を踏んでいる理由の1つが、もし仮に独禁法上の懸念にあるとするならば、企業等のステークホルダーが、過度に、あるいは不用意に、独禁法を恐れすぎないように、野田委員もおっしゃったように、政府は積極的にその説明とアドボカシーに務めるべきだと思います。本検討会は、そういった民間でのさらなる取組を加速するための一里塚として機能したのではないかと存じます。その意味で競争に対する新たなアプローチを議論した点で重要な一歩だと思います。ただ、グリーンにかかる企業間連携といっても、まだまだ事例や先例が足りないということは否めません。また、本検討会も限られた時間の中で十分に議論し尽くしたとはいえません。したがって、本検討会はあくまで議論の第一歩であって、今後もこのような検討を続けていくべきだと思います。

第2に、独禁法の議論があったわけですが、独禁法の適用除外云々についての議論はさきに御発言の先生方がおっしゃったとおりですので、重複は避けます。ただ、議論を、「独禁法の一括適用除外は是か非か」という二項対立的な論点枠組みに矮小化してはいけないと思います。ここも、そういう意味では議論自体は続けていくべきだと思います。

第3に、革新的なグリーン技術が生まれるよう適切にお金の流れと、より効率的な技術の導入が促されるような政策はぜひ必要だと思います。独禁法はそのために横たわる論点のワンオブゼムにすぎません。ゼロエミッションがグリーンの中の1つのキーワードであるとす

るならば、今後のキーワードは、それに向けた投資や技術の流れをどう形作るかという「トランジション」というキーワードになるのではないかと感じました。例えば、お金の面でいうと、PWCというシンクタンクが、約1年前に、投資家向けに「社会的便益や環境的便益と引き換えに投資収益率の低下を受け入れる用意がありますか」という質問をしたことがあるのですが、そうしたところ、34%の投資家がそう思うと回答した一方で、しかし、そうではないという投資家が6割以上いました。もちろん人によってこの数字の評価や解釈は分かれると思いますが、通常の投資判断の中で、6割もの投資家が、気候変動に貢献するから若干収益率が低下しても投資を続けるか否かということに対して、ネガティブな回答をしています。要するにグリーンについては、「総論賛成各論二の足」というのが現状で、社会のマインドがまだまだ移行期、トランジションにあります。そういったなかで社会的便益や環境的便益と企業収益が両立しうるような制度を構築する必要があると思います。いずれにしても、今後議論していくべき点というのは多々残されていると思ったところです。すみません、雑駁になりましたが、以上です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。それでは、川濱委員、お願いいたします。

#### ○川濱委員

今回非常にいい勉強の機会を与えていただき、ありがとうございました。既に皆さん語り尽くされているところもあろうかと思うのですけれども、ある意味、少し視点を変えたことも言いたいと思います。

まず、確認すべきことは、柳先生から最初にいただいた御指摘は非常に重要で、Schinke先生1の議論は私も過去に確認したことがございますけれども、まさにオーソドックスな考え方だと思います。これは環境、グリーンの目的とは対立するわけではなく、むしろここでの議論の仕方、EUの競争政策の現場での考え方と若干乖離しているかごとき環境規制論者の意見との間というのは、ちょっと議論のずれ違いがあるのではないかとこのところが1点気になっています。

この点を少し説明させていただきますと、これもEUの最近の議論の仕方なのですが、消費者厚生の問題で全てを算定するような形での立論をしています。しかし、競争法の目的は消費者厚生の最大化ではなくて、競争法の目的はあくまでも競争の最適化なのです。ここにおける消費者厚生の害とされているのに、現行の消費者をベースにするとマイナスけれども、長期的な環境の利益になると主張されているものは、実は、現在目に見えている消費者にかかってくる負荷は、競争が低下した結果なのか、環境規制の低下なのかということの識別がないのではないかなと思います。

どうということかと申しますと、規制を導入することによって、当然のことながら消費者厚生2の低下は免れないところはあるわけです。要するに物の価格が上がるようなことは当然

あるわけです。一定の規制を受け入れると、製造コストが上がることによって費用がどうしても上がらざるを得ない状況があるけれども、そのこと自身は、その規制を受け入れることに関する当事者間の反競争的な行為がない限りは、要するに、競争を回避したり、排除することによってそうしたものが生じているのでない限りは、反競争的な利益ではなく、規制の不利益だと考えるべきなのです。

ここで問題になっているのは、要するに環境規制に反したような製品や、環境規制が入ることによって有利性を獲得するようなものによってもたらされる低価格を緩和すべきかどうかという点に関わってくると思うのです。従来、環境規制や一定の規制の名目で、本来正しい規制でないものをアドホックに規制という呼び名をつけて、自主規制の名の下にカルテルを行う、いわゆるグリーンウォッシュの問題と、これが本当に環境規制に必要なかどうかということの識別をして、規制に名を借りた反競争的行為は違法としていました。そのプロセスでは単に通常の競争法の評価で足りる。既に御指摘があったように、今後自主規制でなければいけないような環境規制があるとするならば、それをどう勘案するかという問題が残ります。環境規制で規制が遅れるがゆえに導入しなければいけない規制だけでも、それに名を借りて反競争的行為を行っているかどうかというのは、そこで行っている自主規制の内容が、それによる負荷があったとしても、消費者は甘受しなければいけないということの何らかの形でのオーソライズが必要なのではないかとということなのです。

なぜこんなことを申すかというと、ある規制が本当に利益になるかどうかというのは、多分当事者だけでは決められないのです。そこに対する第三者の介入がない限りは、その規制を義務として守らせることはおかしいということにはなりません。義務として導入はできなくとも、その規制に対する何らかのオーソライズがない限りは、グリーンウォッシュの問題が残るのではないかとするのは私が考えるところの問題です。あくまでもそれは規制によって被る負荷であって、それ自身としては反競争的な価格引上げや消費者厚生への減少ではないということがポイントなのだと思います。競争政策に対して懐疑的な緩和を要求される方々は、どうもその問題をちょっと混同されて、あるいは消費者厚生という言葉にごまかされて、競争法に対する誤解があるのではないかなという気がいたします。そうだとすると、その部分というのは、実は本当の意味では未開拓の領域だと思います。要するに、規制に関するコストというのはみんなが甘受しなければいけない場合があるとしても、例えば自主規制をみんなが守ることが確定したら、これによって費用が上がるとしても、社会公共目的に役立っている限りにおいては、自主規制を守ることそれ自体に関するコスト増というのは、独禁法上、あるいは一般的には競争法上の害ではないということと言えるのではないのでしょうか。これに近い解決策は、レジ袋に関する自主的な取組に関して日本でも過去において取られてきたのではないかと思います。

この問題点で、一応、消費者厚生に関するコスト・ベネフィット計算ではなくて、競争法に立ち返るといふ最近はやりの論法、消費者厚生基準ではなくて競争基準という、もともと独禁法が採用していた立場で解決可能だと思います。なお、確認しておきますが、少なくとも

も日本の独禁法は消費者厚生を基準として違法性を判断するという枠組みを取ったことはないわけです。あくまでも競争に対する実質的制限があるかや、公正競争阻害性が評価軸であって、議論の混乱があるのではないかという気もいたします。かなり抽象的な話をしていますが、これに関しては、他の競争法の先生方にも御見解をお聞きしたいなと思います。

どうも消費者厚生に対するインパクトというのは確かに経済分析はできるけれども、独禁法の中においたら、条文上、消費者厚生で比較考量するというのはどこに書いてあるのか。EUの場合には、101条3項でそう書いてあるから、弊害をそこで見るというのは分かるのですけれども、あくまでも競争への害と言っている以上は、そのような比較考量をバランスングするということは必要がなく、競争の枠組みにもよるのではないかと、そうすると、バランスングで見るとどうしても、規制の負荷か、競争に対する負荷か分からない。以上でございます。

#### ○大橋座長

大変貴重な御指摘だと思います。ありがとうございます。

一通り委員の方々からは御発言いただきました。私からも、委員として、発言させていただければと思います。

2030年に13年度比46%減とか、2050年にカーボンニュートラルを我が国は目指すと掲げているわけですが、そうしたいわゆる脱炭素という取組が我が国でも企業の規模を問わず、意識として広がってきているのかなという感じがします。まさに今、取組が端緒に就いたばかりであります。このGX自体は、本当に目標を達成しようとする、産業構造を相当程度転換するだけのインパクトを持つイノベーションなり取組が伴わないと、多分達成しないということなのではないかという共通認識もだんだんできてきていることだと思います。そうしたイノベーションの裏側にある研究開発だとすれば、一般の研究開発も恐らく同様だと思うのですけれども、スピルオーバーがすごく大きくて、あと、不確実性が極めて大きいというような場合には、単独で行われにくい研究開発というのも共同であれば、行われる可能性というのは出てくるのだらうと思います。

また、将来世代に対して現在の消費者が十分な対価を支払わない場合、あるいは市場メカニズムが必ずしもGXの取組を評価できない場合には、適正な対価を求めるための価格転嫁も、市場の中ではなかなか難しいということになれば、そうしたのも外側から支えるようなことをしないと、このGXの取組がなかなかうまくいかないという局面があるのではないかと思います。

重要な点は、こういったGXに必要な価格転嫁なり共同事業なりを、反競争的な行為としてしっかり判別して評価する体制であり、またその評価を踏まえて適切に行政ツールを執行できる能力が求められているということなのだと思います。競争政策の根本を維持、強化しつつ、こうした新しい事態に対応して政策の運用に幅を持たせて対応できるようにしておくということは、我が国のGXが極めて不確実性が高い環境の中での取組ということなので、

そうしたものを進めていく上では恐らく必要だと思いますし、我が国の新しい産業構造転換はまだ姿が見えていないわけですが、そうしたものを促す仕掛けにもなるのだろうと思います。

グリーン社会の取組、研究会のタイトルについても御意見がありました。これは必ずしも競争だけで、そもそもSDGsとかESGにつながる観点という意味でいうと、極めて多面的な観点で、そうしたものを適切に評価するというものが求められているところであり、こうしたスキームは産業革命以来の大事業だと、GXについては形容詞が使われることが多いと思うのですが、そうした取組の中で、新しいスキームを考えていくということも、当然のことながら新しい取組に対しては必要だということもあるのかもしれないと思っています。以上が私のコメントとなります。

まず、柳委員をはじめ、アムステルダム大学のSchinkel氏の主張について御指摘があった、私自身も承知しているところです。この研究会では直接御意見を伺う機会というのは、残念ながら時間の都合上なかったのですけれども、今回、複数の委員のコメントを受けまして、今後、本資料を御覧いただく方々の便宜もあるだろうということで、もし皆様方の御異論、あるいは御承諾いただいた上で、参考資料として付け加えさせていただくようなことをできればと思うのです。皆さん、どうですか、御異論はありますか。

#### ○委員一同

異論ございません。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。では、そのような方向で事務局とも調整させていただきたいと思っています。

これで一通り委員の方々から御発言いただいたのですが、もし追加でこの機会にというのがあれば、手短にお願いすることにはなりますが、あればいただいても構わないと思えますけれども、どうでしょうか。おおむね皆さん思いの丈は述べられたということでよろしいですか。林委員お願いします。

#### ○林委員

川濱先生の最後のコメントが非常に示唆的でしたので、そこにインスパイアされて、一言だけ述べたいと思います。私も勉強不足で分かっていないことも多いのですが、消費者厚生基準というのは実は曖昧だというのは、私もこの手の文献を読んでいる中で薄々感じていて、ちょっともやもや感が残っていたところ、今日、川濱先生にうまく解剖していただいて、すっとんに入ったのですが、消費者厚生の消費者というときに、グリーンの話というのは、やはり将来世代への配慮というのは、同じ現在世代の消費者と将来世代の消費者がいて、将来世代というのは非常に長いタイムスパンで50年後とかそういった話になってくる

ので、そこを切り分けるというのは非常に難しいと思っています。なので、消費者厚生ということで議論していながら、実はその辺の論点をぼやかしているきらいがあるような気がします。

他方で、どうしてもこの論点というのは、持続可能な環境を維持するために将来世代への配慮をしていくということは、競争の観点だけではなくて、世代間衡平性の倫理といいますか、道徳的にも将来世代への配慮はやはり要求される話で、そこも含めて議論しないと、ちょっと狭きに失する議論になるのではないかなと思います。これは法哲学の分野において、世代間衡平性とは何かといった文脈で議論されているので、世代間衡平性の倫理と論理の観点から議論していくのがやはり今後必要なのではないかと思いました。すみません、コメントになってしまいましたが、以上です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。川濱委員、どうでしょうか。

#### ○川濱委員

追加で補足しておきますと、環境の負荷というときには、基本的にいわゆるバズ（bads）で、少なければ少ないほど、トータルのウェルフェアは本来上がるようなものだと考えていくと、例えば、単にカルテルして価格を引き上げました、消費量は減りました、それなら、それは短期的に反競争的な利益なのだけれども、トータルでは、しかし、今言ったような環境負荷は低下しているのだからオーケーとしましようというような暴論を許すべきではないというのがまず先行了解にあるわけです。あくまでもバズを減らせる場合であっても、それを減らすか減らさないかに関する社会的決定は、何らかの透明なルールによってなされるべきだと思います。これは本来、環境規制であるはずで、どういう方法で何をすべきかということに関する法的な指示がまずあって、それを是正する限りは、その負荷というのは反競争的な負荷ではなく、規制の負荷なのだと思います。ただ、今の領域の中では、その規制の負荷であっても、明確なルールではないけれども、それを規制しなければいけないような、言わばソフトロー的な環境規制があったときに、それをどう評価するかの問題があらうかと思います。このときに、環境規制が正当である限りは、それ自身として講じるかもわからない負荷というのは反競争的なものとはみなさずに、それはみんなが競争する、いわば出発点であって、イコール・フットイングの原点になるという考え方をすれば、結局、競争に対する害ではないことになります。

このような害の識別は、観念的にはそれほど難しくもない話です。しかし、実際それを実装するときにはかなり難しいことは確かです。ただし、難しいとはいっても、いわゆる非ハードカルテルや自主規制のときにも同種の判断を行っています。それが本当に何らかの目的達成のための正当な手段であったか、それとも、それに名を借りた行為かどうかというのは、長年の間、競争法の世界では直面してきた課題なのだと思います。これは非常にコンテクス

トに依存した判断を必要としますから、やはりガイドラインなどで具体的に則した説明を充実していくことになるのではないのでしょうか。その点では、皆様の御指摘のように、個別的な事例の解明というのがやはり今後も重要なのだらうと思います。結局、決め手となる大技はなくて、伝統的な競争法の枠組みを、より透明に、かつ明示化していくことが重要なかなと思います。

それと同時に、先ほど言った、よく環境重視論者の方々がおっしゃるように、法律が間に合わないのだったら、法律でなくとも、ソフトローとしてそれを実践すること自身が社会的に妥当であり、そのこと自身は、言わば競争の出発点とすべきようなものが何であるかに関する解明作業というのは国家的にやっていく必要があるのではないかという気がいたします。これは環境規制の専門家に対する要望でもあるわけですがけれども、私の追加、補足意見は以上でございます。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。私が思うのは、産業構造が転換するという中で競争政策の在り方は、議論がなかなかないので、ガイドラインといっても結構難しいなというのが最初のインプレッションです。ただ、皆さんの御指摘はそのように思います。

では、追加の御意見を手短かにお願いできますか。では、上野委員、お願いします。

#### ○上野委員

川濱先生のおっしゃったことは大変勉強になって、私は競争政策については逆に言えば全くの素人で、ほぼ分かっていないままにこの研究会に臨んでいるのですけれども、ソフトロー的な環境規制がすごく増えているというのは、環境政策、特に気候変動を中心に長年見てきていて、この数年強く感じる場所です。それはいろいろ理由があるのですけれども、2050年カーボンニュートラルということで、後ろが切られたというのが一番大きいと思います。それ以前は、企業の自主的取組は、もちろん真面目に気候変動対応をやるという側面もあるのですけれども、批判する方々にしてみれば、規制の強化をそらすためのものみたいに捉える方々が多かったのも他方で事実としてあります。そのどちらが真実なのかの論評は避けませんが、2050年カーボンニュートラルが切られたことによって、そのグリーンウォッシュ感は大分弱まってきているのかなというのが観察していて受ける印象であります。もちろん完全にそういうものがなくなったとまでは言い切れないので、峻別するための、透明性を上げていくための何かが必要というのは、先生がおっしゃるとおりであると思います。

一括適用除外とか大臣承認とか、そういう提案が海外の識者からなされていたのは当然聞いていて理解はしていたのですけれども、私の専門性を越える議論なので、あえてコメントはしなかったのですが、私自身は従来の独禁法の枠組みを大きく越えるというところまで今の時点で行くのかなというのは正直分らないと思っていますので、その2つの方式

について、それがいいとまでは思っていないです。絶対駄目と言い切るだけの専門性もないので、あえて言えば、言える資格がないということなのかもしれませんが、そう思っています。なので、環境の目で見ている人でも別にそういうものが絶対必要と考えているわけではないというのは、一応念のため指摘をしておきたいと思います。すみません、どうもありがとうございました。

#### ○大橋座長

おおむね御議論は出そろったかなという感じがいたしますが、皆さんよろしいですか。林委員、もう一回ということですか。

#### ○林委員

すみません、私の2度目の発言が舌足らずでしたので、一言だけ補足させて下さい。グリーンと競争法において、効率性つまり余剰分析のみに依拠した判断が個々人の常識的判断からかけ離れてしまう危険は常に残っているのではないかと考えています。経済学でしばしば前提とされる「功利主義的」立場によれば、個人間比較が可能な基数的効用を仮定してすべての関係する個人の効用の総和を社会厚生と定義します。総余剰とは金銭的価値によって裏づけられた、現に地上に存在する個人間での比較可能な基数的効用の指標に他ならないわけですが、このような余剰概念に基づいて社会厚生 of 序列を決定しようとするわけです。しかし、功利主義的な社会的厚生 of 原理的基礎は脆弱であり、グリーンで問題となる政策的選択肢 of 可能性を制限する可能性を排除できないと思います。あるいは、望ましい制度のあり方は、資源配分を規定する制度 of 状況が明確に規定されたもて初めて厳密な分析が可能となるともいえると思います。それにもかかわらず、あるいはそれゆえに、グリーンで問題となる世代間衡平性と競争法 of 判断基準である効率性を分離する分析的態度が採用されるのは、まったく便宜主義的な理由によるという他はないと思います。法哲学で議論されている「世代間衡平性」 of 考え方は、そもそも独禁法 of 目的とも整合的でもあり、いまだ現にこの世には存在していないけれども、現に存在している我々が責任を負っている将来世代からみた競争ルール of 存在というものがありうることを強く示唆していると私は思っています。要するに単純化して言うと、競争法 of 経済学的な評価基準つまり厚生基準は、気候変動で最も重大な悪影響を被る将来世代 of 利益を十分に考慮しておらず、現に存在する消費者 of 利益のみで独禁法 of 評価を行うことは危険で、かえって衡平ではないと思っています。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。そもそもGX of 取組は現在、消費者が評価しているわけでは必ずしもないので、厚生を測るということ自体が極めて困難だと思います。

川濱委員、手が挙がっているのですか。

## ○川濱委員

先ほども2回目の発言をしながら3回目を発言して申し訳ないのですが、大橋先生の問題提起に関して、法律家が誰も答えていなかったなという気がしまして発言させていただきます。大橋先生の問題提起はまさに日本の文脈で極めて重要だと思います。ヒアリングにおける日本人スピーカーの方から提起いただいた問題、特に投資問題とのリンクというのはまさに大橋先生の考えておられる問題に直結する問題であると思います。これは本来、日本の経済など将来に関していくと、本当に重要な問題だけれども、今回ちょっと残念だったのは、外国人スピーカーの方々は、その問題というよりは、伝統的な規制の負荷の問題とかに焦点を絞られた結果、我々の視野はそちらの方にアンカリングされてしまって十分に議論できなかったのではないかと思います。大橋先生がおっしゃった将来の動向に関しては、これはまさにイノベーションを見据えた形での企業結合や企業提携などに関する独禁法上の枠組みの問題という形で、これは少なくとも1990年代まで我が国は非常に熱心に議論されていた部分だけれども、このところ議論が遠ざかっている上に、その間、30年近くの間経済学もすごく進歩したという気がしており、これに関しては独自の検討があったほうがよかったのかなという気がいたします。

そうでない限りは、基本的に法律家の答えとしては、従来のように、少なくとも投資インセンティブを高めるようなものであれば、競争促進的なものだから、付加的な形での反競争効果を抑制することがあれば、あるいは川下における反競争効果が残されているのであれば、オーケーを出せませすという通り一遍の議論になってくるところです。その問題意識に対応する議論というのはなかったのは確かで、かつ、その問題は恐らく、先生の念頭にあるように、今後のイノベーションを見据えたような合従連衡に関する分析として、今回残念ながら議論されなかった。だけれども、影のテーマは多分それだと思うのです。特に日本側の人々はどうも競争法に着地しない形で問題意識を述べられているけれども、これを競争法に着地する形でさらに断定する必要があるのかなという気がいたしました。以上でございます。

## ○大橋座長

川濱先生、ありがとうございます。多分ヨーロッパ以上に日本のほうが製造業はシェアとしてはそれなりに高度化されたものは大きくて、多分、我が国から競争法的なところ、現代の足元、今後に向けてどう考えるのかという発信をしていくのは極めて重要だなと思ったところでした。ありがとうございます。もしかして第5回目が一番活発な意見交換ができたのではないかなという感じもいたします。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。何度もお伺いして申し訳ないですが、よろしいようでしたら、おおむね御意見は出そろったということであります。最終回、大変様々御意見いただきまして、ありがとうございます。研究会のタイトルにもありましたが、本研究会の目的は、グリーン社会の実現に向けた取組をしていこうということで、その後押しをする上での競争政策上

の論点について、知見の整理、共有をしようということで、今日第5回も含めて、一応将来に向けての課題も含めて論点をいただいたのかなと思っています。

カーボンニュートラルについては7月に、内閣総理大臣を議長として、推進のための担当大臣も創設されていますGX実行会議の第1回が開催されまして、今後、産業革命以来の化石燃料を中心とした経済社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させていこうと、経済社会のシステム全体の変革、すなわちこれをGX、グリーントランスフォーメーションと呼んでいるわけですが、それを実行すべく議論を進めているというところなのだと思います。

本研究会における議論もこうしたGX実行に向けた取組の一環と捉えていただければと思っていますし、GXの実行に向けて、今後、我が国の競争政策の検討においても、本研究会の知見が踏まえられて、さらに検討が深められるということをご期待する次第です。

本日、事務局から御報告させていただいた資料4についてですが、本日もいただいた御意見を委員からの御意見ということでまとめさせていただいて、また、先ほど申し上げたような修正もさせていただきたいと思います。そして、追記した修正案を皆様に改めて御確認いただければということで進めてまいりたいと思います。こうした形で御異論ある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。何も無いのは御異論なしということで捉えさせていただきます。

それでは、大変活発な御意見ありがとうございました。最後に、事務局を代表いたしまして、蓮井審議官から一言お言葉いただけるということですので、審議官、よろしくお願いいたします。

#### ○蓮井審議官

経済産業省大臣官房審議官の蓮井でございます。改めて、本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、また本当に活発な御議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

先ほど大橋先生からもおっしゃっていただいたとおり、我が国でグリーン社会の実現に向けた取組を後押しするというのは大きな、しかも時限が限られている課題になっている中で、競争政策上もいろいろな論点があるだろうということで、広く知見を集めて整理・共有することを目的に、この研究会を開催してきたところでございます。これまで5回にわたって開催してきたところですが、その中でお示しさせていただいた海外の動向、お呼びしましたゲストスピーカーの講演の内容などを踏まえて、限られた時間、またタイトルからすると論点が絞られていたかもしれませんが、本当に忌憚のない御意見をいただきました。今日も大きな、様々な論点をいただいたことについて、改めて御礼を申し上げます。

この研究会を通じましていただいた御指摘、例えば、2050年カーボンニュートラル実現はまさに達成が容易ではなく、産業構造の大転換につながるような極めて高い目標である、特にその中でも、製造業中心に、排出削減が難しい部門が顕著だということ、それで、消費者の支払い意思が不十分な中、未解決の市場の失敗があるということをご指摘いただきまし

た。その解決の観点から、企業間連携というのが必要になる場合もあるということでございます。その際に、競争政策上の懸念はどういったものがあるかについても御指摘があったところかと思えます。

一方、グリーンに係る競争政策の議論は欧州でも多様であるということ、今日もご指摘がございましたが、日本の企業も含めて、企業が萎縮しないようにすることが重要であると。懸念があるとは当然理解することもあるけれども、具体的な企業、特に日本の企業の取組はどのようなところに課題があるのか、まだ見えてきていないというのは今日も御指摘があったところでございます。こうした中で、既存の枠組みの中で対応可能なことも多いと考えられますので、まずはそうしたものの明確化を図りつつ、具体的な企業の取組、あるいは日本で出てくるニーズに合わせて、個別の対応も含めて対応していく必要があるのではないかといたした御指摘もいただいたところでございます。

今回御指摘、御知見をいただいたものを集めまして、それを広く提示する、共有するというところで、政策の方向性についても多様な御指摘がございましたけれども、特に負担の大きな排出削減困難部門をはじめ、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、様々な対応が必要であること、さらに、座長をはじめ皆様からも御指摘がありましたが、将来のイノベーションに向けてどのようにやっていくのか。未来志向、あるいは世代間の関係も議論がありましたけれども、そういったところも含めて大きな課題になっていくということでございます。それも含めて、様々な対応が重要だという点は、委員の皆様方の共通の御認識をいただけたのではないかと考えております。

本日いただいた議論、御意見の内容も含めまして、本研究会でいただいた幅広い知見を報告書という形でまとめたいと考えてございます。この内容につきまして、産業界をはじめ、関係者に広く共有するとともに、研究会で御議論いただいたことも踏まえ、具体的な我が国の企業や産業の取組の状況をしっかりと注視してまいりながら、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

先生方には、5回にわたって極めて精力的な御議論をいただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。また、大橋座長にも取りまとめにお力添えをいただきまして、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。以上でございます。

○大橋座長

蓮井審議官、ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上でございます。これをもってグリーン社会の実現に向けた競争政策研究会を閉会とさせていただきます。5回にわたって大変な審議に御参加いただきまして、ありがとうございました。

### **お問合せ先**

経済産業政策局 競争環境整備室

電話：03-3501-1550